

愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金について

【よくある質問】

1 予診のみを実施した場合、支援金の対象となるか。

(答)

接種を実施した場合が対象となり、予診のみは対象となりません。

2 接種実施医療機関が、当該医療機関と併設する高齢者施設等（介護老人保健施設等）、又は同一建物内・同一敷地内の高齢者施設等（同一ビルに入っている有料老人ホーム等）に行き、接種を行う場合、「施設への巡回接種」として支援金の対象となるか。

(答)

対象となります。

ただし、介護サービス等を提供している病院等（介護療養型医療施設、介護医療院等）が接種実施医療機関となり、当該医療機関が自院内で利用者・従事者に接種を行う場合（接種実施医療機関と高齢者施設等が同一の場合）は、巡回接種に当たらず、交付対象外となります。

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）は、支援金の対象となるか。

(答)

対象となります。

申請書に添付する『巡回接種証明書 兼 同意書』には、これらのサービスを提供する施設にチェックを入れてください。

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⇒ 特別養護老人ホーム

・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）

⇒ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

4 施設の従事者に事務職員も含まれるのか。

(答)

本支援金の対象となる「施設の従事者」は、職種を問いませんが、施設の利用者に直接接する職員とします。

5 施設への巡回接種を実施するにあたり、従事者のみの接種であっても支援金の対象となるのか。

(答)

対象となります。

6 交付要綱別表1に記載されている「その他」の施設は、高齢者や障害者以外の者も利用しているが、高齢者や障害者以外の利用者も対象となるか。

(答)

高齢者や障害者以外の利用者も対象となります。

なお、矯正施設については、患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限り対象となります。

7 無届・無認可の施設への巡回接種は支援金の対象となるか。

(答)

法律に基づき認可、指定等を受けた施設を対象としますので、無届・無認可の施設は対象外です。

8 在宅への巡回接種において、要介護3は対象外か。

(答)

要介護3であっても、診療所等に出向いてワクチン接種を受けることが困難な場合は、対象となり得ます。

その場合、『巡回接種証明書兼同意書(在宅用)』の「在宅で巡回接種を受けた者の種類」欄の「その他、在宅での接種を要する障害者等」にレ点を入れて、巡回接種が必要な理由を記載のうえ、申請してください。

9 『巡回接種証明書 兼 同意書』において、在宅での巡回接種を受けた場合で「その他、在宅での接種を要する障害者等(理由を以下に記載)」に該当する場合、「巡回接種が必要な理由」はどのように記載すればよいか。

(答)

障害の度合いや具体的な病状・症状等により通院する(接種会場に出向く)ことが困難又は訪問診療を実施していることを記載してください。

当該箇所の記載内容によって交付の対象とするか否かを判断しますので、接種会場へ出向くことが困難な理由を、障害の度合いや病状・症状等を含めて具体的に記載するよう、被接種者又は代筆される被接種者の御家族等にお伝えください。

なお、この欄の記入は、医師による代筆も可です。

(例)

- ・ALS が進行し、全身の運動機能が低下しており、通院することが困難なため。
- ・認知症があり、通院することが困難なため。
- ・腰部圧迫骨折を機に筋力低下が著しくあり、通院することが困難なため。
- ・ADL 低下に伴い、接種会場に行くことが困難なため。
- ・脳梗塞の後遺症で認知機能が低下し、同居者も高齢で通院介助が困難なため。

単に、「外出困難」や「高齢のため」等の漠然とした理由では、申請を受け付けない又は詳細の聴き取りを行うことがあります。

10 在宅療養患者が複数人同居している住居への1回の訪問で、同時に複数人の在宅療養患者に接種した場合、支援金は人数分交付されるのか。

(答)

在宅への巡回接種については、住居1軒当たり1回の訪問で、同時に複数人の在宅療養患者に接種を行ったとしても、人数分の交付とはならず、訪問1回あたり10,000円の交付となります。

11 複数人の在宅療養患者が同居している住居において、日にちを分けて巡回接種を実施する場合、それぞれが支援金の対象となるか。

(答)

それぞれが対象となります。

12 施設への巡回接種を実施するにあたり、同一日に1回目接種、2回目接種、3回目接種の者が混合する場合、『巡回接種証明書 兼 同意書』は、1枚にまとめて作成してよいか。

(答)

まとめて作成してください。

13 申請方法は電子メール、郵送のいずれか。

(答)

交付申請方法については、下記のとおりです。【注意事項】をよく読み、申請するようになしてください。

【注意事項】

- ・提出先が2023年9月1日（金曜日）から2024年1月31日（水曜日）までの接種分のものとは異なっています。前回、前々回と提出先誤りが多発しておりますので、間違いのないよう十分注意してください。
- ・3月31日まで接種を実施される医療機関におかれましては、4月1日以降に提出してください。
- ・申請受付期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても受付はできかねますので予めご了承ください。

<提出方法>

以下のとおりメール及び郵送の両方で提出してください。

- ・メールにより「交付申請書兼請求書」の電子ファイルを提出
⇒下記の専用アドレスへ送信してください。
- ・郵送により「交付申請書兼請求書」及び「巡回接種証明書兼同意書」の原本を提出
⇒下記の宛先へ郵送してください。

なお、巡回接種証明書兼同意書は「4 交付要綱及び様式」からダウンロードし、巡回接種した対象施設等へ作成を依頼してください。申請受付期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても受付はできかねますので、早めの準備をお勧めします。

<専用メールアドレス> **(今回の宛先は県庁です。)**

corona-v-seshu@pref.aichi.lg.jp (専用メールアドレス)

※メールの件名は、「医療機関名」＋「加速化支援金申請」(例：〇〇クリニック加速化支援金申請)としてください。ファイル添付のみで件名・本文共に未入力の場合は、申請が受理できない可能性があります。

<宛先> **(今回の宛先は県庁です。)**

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 感染症対策課 加速化支援金担当者 宛

- ・封筒の表面に【加速化支援金申請書在中】と朱書きしてください。

14 申請受付期間はいつ頃か。

(答)

2024年2月1日(木曜日)から同年3月31日(日曜日)までの接種分の申請受付期間は、2024年3月25日(月曜日)から同年4月8日(月曜日)までです。なお、2023年5月8日(月曜日)から同年8月31日(木曜日)まで及び2023年9月1日(金曜日)から2024年1月31日(水曜日)までの接種分については、申請受付終了していますのでご了承ください。

※郵送物(交付申請書兼請求書及び巡回接種証明書兼同意書の原本)については、消印有効です。

※3月31日まで接種を実施される医療機関におかれましては、4月1日以降に提出してください。

※申請受付期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても受付はできかねますので予めご了承ください。

15 令和6年度も本支援事業は継続されるか。

(答)

本支援事業は令和5年度で終了します。